証券コード　3628
平成28年９月１日

株　主　各　位

広島市西区草津新町一丁目21番35号
株式会社データホライゾン
代表取締役社長　内　海　良　夫

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年９月15日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年９月16日（金曜日）午前10時
開催日が前回定時株主総会日（平成28年６月28日）に応当する日と離れておりますのは、当事業年度より当社の事業年度の末日を３月31日から６月30日に変更したためであります。

２．場　　所　　広島市西区草津新町一丁目21番35号
広島ミクシス・ビル１階　広島市産業振興センター研修室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　　第36期（平成28年４月１日から平成28年６月30日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項
議　案　　取締役６名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.dhorizon.co.jp)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成28年６月30日まで）

当事業年度より事業年度の末日を３月31日から６月30日に変更したことに伴い、当事業年度の業績は平成28年４月１日から同年６月30日までの３カ月間を対象期間としております。当事業年度は、決算期変更の経過期間であり、３カ月間の変則決算となることから、前期比は記載しておりません。

また、当社は医療関連情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、設備投資に持ち直しの動きがあり、雇用情勢も改善傾向が続きました。海外経済に弱さが見られ、今後の影響が懸念されるものの、国内企業の業績は緩やかな改善となりました。個人消費は消費マインドに足踏みが見られ、おおむね横ばいとなりましたが、各種政策の効果もあり、全体的に緩やかな回復基調となりました。

当社の主要顧客である自治体（国民健康保険）、健康保険組合などの保険者においては依然として厳しい財政状態が続くなかで、国策として推進されているデータヘルスに関する関心が高まり、データヘルス関連サービスの需要は引き続き増加傾向にあります。

このような状況下で、当事業年度に当社は、保険者向け情報サービスにおいて、データヘルス関連サービスの販売活動を積極的に推進いたしました。紙レセプト時代からレセプトデータを分析してきた技術的アドバンテージと、データヘルスに適合した効果的・効率的なサービスの提供実績をもとに、国民健康保険向けに受注を拡大しております。一方、全国で網羅的な営業を展開するための営業人員の増強、既存サービスの改善や新サービスの提供に備えるための研究開発にも積極的な投資を行っております。

なお、当事業年度は、決算期変更の経過期間であるため３カ月間の変則決算となっております。当社の売上高は、自治体から、その年度末である３月末までを契約期間とする受注が中心となっており、売上高の多くが３月に計上されます。

当事業年度の業績は、３月を含まない３カ月間の変則決算のため、売上高は２億41百万円にとどまり、損益面につきましては、営業損失１億20百万円、経常損失１億16百万円、当期純損失１億36百万円となりました。

当期の配当につきましては、当期純損失を計上しているため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は12百万円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区　　分	第 33 期 (平成26年３月期)	第 34 期 (平成27年３月期)	第 35 期 (平成28年３月期)	第 36 期 (当事業年度) (平成28年６月期)
売　　上　　高(千円)	1,216,508	1,272,760	1,677,498	241,969
当期純利益または当期純損失(△)(千円)	4,751	△40,388	75,480	△136,225
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失(△)(円)	1.37	△11.61	21.69	△39.02
総　　資　　産(千円)	1,205,494	1,174,853	1,531,083	1,031,524
純　　資　　産(千円)	883,273	852,315	936,258	811,113
１株当たり純資産額(円)	252.88	241.46	264.74	228.54

(注) １.当社は、平成27年４月１日付で連結計算書類非作成会社へと移行しております。このため、上表の数値はすべて計算書類の数値を記載しております。

２.第36期（当事業年度）は決算期変更により、平成28年４月１日から同年６月30日までの３カ月間の変則決算となっております。

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(注) 平成26年９月16日開催の当社取締役会において子会社であるDATA HORIZON PHILS,INC.を解散することを決議いたしました。DATA HORIZON PHILS,INC.では、清算に必要な手続きを完了し、現在、フィリピン国政府機関の認可を待っている状態にあります。

(4) 対処すべき課題

当社は、平成８年から医療関連データベースの開発を始め、紙レセプトをコードデータ化する技術を開発し、医療費の適正化とＱＯＬ向上のために、レセプトデータを分析して提供するサービスとシステムを開発してまいりました。

現在に至るまでに、レセプトデータを分析する技術で２つの特許を取得するなど、分析技術を高めるとともに、この分野のパイオニアとして、様々なサービスを開発し提供しております。

データヘルスは、平成27年３月期にＰＤＣＡサイクルのＰｌａｎ（データヘルス計画の立案）部分が義務化され、平成28年３月期以降にはＤｏ（保健事業の実施）、Ｃｈｅｃｋ（保健事業の検証）、Ａｃｔ（改善、次年度の計画へ）部分を含めた需要が本格化いたしました。

当社は、経営資源を医療関連情報サービス事業に集中し、レセプトデータ分析における実績と技術的アドバンテージを活かしたデータヘルス関連のサービスを、全国に展開して事業の拡大を目指してまいります。

これを推進していくための対処すべき課題は、①販売体制の強化、②サービスラインアップの強化、③サービス提供体制の強化、④データ作成・分析・抽出技術の向上と認識し、次のとおり取り組んでおります。

① 販売体制の強化

保険者向けサービスは、広島本社を拠点に販売を開始し、中四国・九州地域を中心に成果をあげ、平成25年３月期に東京支店を開設し、２拠点体制で拡販をしてまいりました。平成28年３月期には東京支店を東京本社として改称および拡大移転し東日本地域の販売を強化したほか、北海道の営業拠点として札幌オフィスを開設いたしました。また、九州地域の販売では、㈱フォレストホールディングスと業務提携するなど、引き続き全国にサービスを提供する体制を構築してまいります。

② サービスラインアップの強化

データヘルス関連市場は、ＰＤＣＡサイクルのＰ（データヘルス計画の立案）に続き、Ｄ（保健事業の実施）とそのＣ（保健事業の検証）への需要の拡大が見込まれます。

当社の得意とするレセプト分析により保険者のニーズに合った効果の高い各種保健事業の対象者の抽出と実施、そのモニタリングのサービスのラインアップ強化を行ってまいります。

生活習慣病の重症化予防等のハイリスクアプローチに加え、特定健康診査の受診勧奨や受診結果からのポピュレーションアプローチの充実、多受診（重複受診・重複服薬・頻回受診）の適正化の指導などの様々な保健指導の充実を図ってまいります。

③ サービス提供体制の強化

保険者の多様なニーズに対応したサービスを、短納期で大量に提供するために、社内システムを刷新してまいります。

④ データ作成・分析・抽出技術の向上

当社のレセプトに関する強みは、画像レセプトの効率的なコード化能力、特許（注１，２）も認められたレセプト情報の高度な分析能力および処理能力の高さであります。

今後は、各サービスに必要な分析能力をさらに向上させるための研究開発と、大学等の研究機関と共同で分析を統計的に実証するための研究と実験を行います。

（注１）「医療費分解解析装置、医療費分解解析方法およびコンピュータプログラム」に関する特許（特許第4312757号）
レセプトに記載された複数の疾病に対応する医薬品や診療行為について、いずれの疾病に対応するかを特定することができ、疾病毎の医療費を正確かつ効率的に把握することが可能となります。

（注２）「傷病管理システム」に関する特許（特許第5203481号）
レセプトに記載された傷病識別情報、医薬品識別情報および診療行為識別情報に基づき、傷病のステージ別の患者を抽出・階層化するものです。この技術により、傷病ごとの重度・軽度を判定し、将来の重症化予測を行うことが可能となります。

(5) 主要な事業内容（平成28年６月30日現在）

医療関連情報サービス
保険者向け情報サービス（ジェネリック医薬品通知サービス・データヘルス関連サービス他）

(6) 主要拠点（平成28年６月30日現在）

本社	広島市西区
東京本社	東京都文京区
札幌オフィス	札幌市中央区

(7) 使用人の状況（平成28年６月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112名（13名）	5名増（5名増）	39.1歳	6.3年

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年６月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成28年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　3,565,060株

(3) 株主数　　1,060名（前期末比77名減）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
内海良夫	962,000	27.48
㈱ベネフィット・ワン	250,000	7.14
ティーエスアールフレッサ㈱	120,000	3.42
鹿沼史明	107,100	3.05
日本証券金融㈱	104,100	2.97
渡邉定雄	99,900	2.85
㈱エヌ・ティ・ティ・データ	96,000	2.74
MSIP CLIENT SECURITIES	82,200	2.34
松井証券㈱	74,800	2.13
㈱SBI証券	63,200	1.80

(注)上記のほか、自己株式が64,351株あります。なお、自己株式数は控除して持株比率の計算を行っております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年６月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内海良夫	西日本営業部および東日本営業部担当
取締役	林和昭	医療情報サービス部および開発部担当
取締役	内藤慎一郎	経営管理部および営業管理部担当 ㈱DPPヘルスパートナーズ取締役
取締役	西田洋一	北日本営業部担当
取締役	中本克州	
取締役	富田茂	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 第二公共事業本部 ビジネス企画推進部部長 ㈱クリニカルサポート取締役 ㈳保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会部会長
常勤監査役	野間寛	
監査役	神出二允	
監査役	竹島哲郎	税理士

（注）１．富田茂氏は、社外取締役であります。
２．野間寛氏、神出二允氏および竹島哲郎氏は、社外監査役であります。
３．監査役竹島哲郎氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、監査役野間寛氏、神出二允氏および竹島哲郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

平成28年６月28日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって、監査役藤田眞理氏および早稲田幸雄氏は任期満了により退任しました。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数 (人)	報酬等の総額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	6 (1)	20,326 (－)
監査役 (うち社外監査役)	5 (5)	3,150 (3,150)
合計 (うち社外役員)	11 (6)	23,476 (3,150)

(注) 1．上記には、平成28年６月28日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役２名が含まれております。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の報酬限度額は、平成18年６月28日開催の第25回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成元年３月31日開催の第７回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

・取締役富田茂氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおいて、第二公共事業本部ビジネス企画推進部部長を兼務しております。なお、当社は株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間に医療関連情報サービスに関する取引関係があります。また同氏は、株式会社クリニカルサポート取締役および一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会保健福祉システム部会部会長を兼務しております。なお、当社と株式会社クリニカルサポートおよび一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会との間に特別の関係はありません。

② 他の法人の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取締役	富　田　　茂	当事業年度に開催された取締役会４回の全てに出席し、書面決議を２回行いました。主に情報システム業界の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役	野　間　　寛	当事業年度に開催された取締役会４回の全てに出席し、書面決議を２回行いました。財務・監査業務における豊富な経験や見識を活かし、業務執行に対する意見を述べています。また、当事業年度に開催された監査役会４回の全てに出席し、常勤監査役として監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関しての意見交換をしております。このほかに、経営に関する重要な会議に出席し監査を実施しております。
監査役	神　出　二　允	平成28年６月28日の監査役就任以降に開催された取締役会全１回に出席しました。企業経営に関する豊富な経験と知識を活かし、業務執行に対する意見を述べています。また、平成28年６月28日の監査役就任以降に開催された監査役会全１回に出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針等に関しての意見交換を行っております。
監査役	竹　島　哲　郎	平成28年６月28日の監査役就任以降に開催された取締役会全１回に出席しました。財務・会計の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べています。また、平成28年６月28日の監査役就任以降に開催された監査役会全１回に出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針等に関しての意見交換を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	7,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	7,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討いたしました。その結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第337条第３項の規定により会計監査人欠格事由に該当したときおよび公認会計士法第34条の21第２項等の法令違反により内閣総理大臣から業務の一部もしくは全部の停止または解散を命じられたとき等会計監査人の職務の執行に支障がある場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、有限責任 あずさ監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、有限責任 あずさ監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額としております。

６．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

A. 当社は、「コンプライアンス宣言」において、「コンプライアンス基本方針・行動規範」、「コンプライアンス規程」に沿って、法令遵守、社会常識および企業倫理などを重視した体制作りと活動により、社会に貢献できる企業となることを宣言している。

B. コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握に努め、その結果を取締役会に報告することとしている。

C. コンプライアンスに関する社内教育および指導の徹底を図り、経営管理部は、その運用状況を取締役会に報告することとしている。

D. 「コンプライアンス規程」に内部通報システムを定め、内部通報システムを周知徹底することにより、法令または定款に抵触する行為の早期発見と解消・改善に努めている。

E. 外部の法律専門家と顧問契約を結び、取締役および使用人の職務の執行が法令および規程に抵触しないように直接相談できる体制にしている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

A. 「取締役会規程」、「稟議規程」、「会議体規程」、「文書管理規程」等において、各種情報の保存および管理に関する規定を設け、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を実施している。

B. 情報へのアクセス方法の改善やIT化を進め、さらに体制の整備を進めるものとする。

C. 個人情報の保護については、「個人情報保護基本規程」に基づいて、「個人情報保護方針」を定め、JISQ15001で定義されている「個人情報保護マネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っている。

D. 情報資産の保護については、ISO27001で定義されている「情報セキュリティマネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A. 製品およびサービスの品質に起因するリスクの管理は、ISO9001に準拠して「品質マニュアル」等によって行っている。

B. 「会議体規程」に基づいて開催される、営業戦略会議、開発会議および収益会議において全組織から情報を収集し、リスクを認識した場合は、経営審議会および取締役会に報告して対応することとしている。

C. 「内部監査規程」に基づいて、他の業務部門から独立した内部監査室の内部監査により、内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適切性を確保することとしている。

D. 経営危機が発生した場合は、「クライシスマネジメント規程」に基づいて社長を本部長とする「対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたることとしている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A. 取締役会の手続および取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」で明確にしている。

B. 取締役による効果的な業務運営を確保するため、「職務分掌規程」を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることにより組織の効率的な運営を図ることを目的として、「職務権限規程」を定めている。

C. 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催している。

D. 経営方針および経営戦略等に関わる重要事項は、経営審議会の審議を経て執行決定することにより、取締役の職務の執行を効率的に行うこととしている。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

A. 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合、監査役と協議のうえ、その人選を行うこととしている。

B. 監査役を補助すべき使用人の評価や異動等の人事処遇については、予め常勤監査役の同意を得ることとしている。

C. 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとしている。

⑥ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

A. 監査役は、取締役会のほか経営審議会等重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

B. 前記の重要な会議に付議されない重要な起案書および報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。

C. 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報システムに基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に直ちに報告する体制となっている。

D. 当社は、前項に記載の監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底することとしている。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制としている。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

A. 代表取締役は、監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換している。

B. 内部監査部門である内部監査室は、監査役と定期的に会合をもち、対処すべき課題等について意見を交換している。

C. 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料・情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備している。

D. 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

A. 当社は、「コンプライアンス基本方針・行動規範」のなかで、市民社会に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たないことを定め、社内研修等を通じ継続的にその周知徹底を図り、反社会的勢力との関係排除に向け、企業倫理の浸透に取り組むこととしている。

B. 対応統括部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携するとともに、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進するものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、規程および体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社は原則月１回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役会の職務執行の監督を行っております。また、効率的な業務執行を行うため、経営に係る重要な意思決定は常勤役員・部長職以上の幹部が参加し、毎週開催する経営審議会による審議を経て取締役会に付議しております。

② 監査役の職務執行

監査役は毎月開催の取締役会へ出席し、常勤監査役は経営審議会および営業戦略会議等の重要な会議へ出席し報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査役は、代表取締役・会計監査人・内部監査室との情報交換に努めております。

③ 内部監査体制および財務報告に係る内部統制の評価

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

④ コンプライアンスに対する取り組み

当社は「コンプライアンス規程」に基づき、６カ月に１回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進のための各種施策、社内体制の整備に努めております。また、入社時および定期的に社内研修を実施し、法令および社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行うとともに、毎月１回朝礼にて「コンプライアンス宣言」を社員全員で唱和し、法令遵守の意識の浸透に努めております。

⑤ リスクマネジメントに対する取り組み

当社は「リスクマネジメント規程」に基づき、６カ月に１回「リスク管理委員会」を開催し、各部署から報告されたリスクのレビューを実施して経営目標の達成を阻害するリスクの確認および対策を行っております。また、取得しているISO9001・プライバシーマーク・ISO27001に関する規定に沿った運用を行い、リスクマネジメントに努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動および経済の活性化の意義を否定するものではなく、また、株式の大量取得を目的とする買付について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかし、一方では当該買付者の事業内容および将来の事業計画ならびに過去の投資行動などから、当該買付行為または買付提案が当社の企業理念やブランド、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの利益に与える影響を当社として慎重に判断する必要があると認識しております。

当社は、具体的な買収防衛策を予め定めるものではありませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、当社企業価値、株主共同の利益に資することを目的として、具体的な対抗措置の要否および内容を速やかに検討し、当社の権限の範囲内で最も適切と考えられる措置を実行する体制を整えます。

現在のところ、当社の株式を大量取得しようとする具体的な脅威が生じているわけではありませんが、買収防衛策の導入は、重要な経営課題の一つとして認識しており、今後も継続して検討を行ってまいります。

貸 借 対 照 表

（平成28年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**600,199**	**流動負債**	**200,717**
現金及び預金	425,146	買掛金	3,706
売掛金	87,366	リース債務	2,763
仕掛品	44,490	未払金	60,203
貯蔵品	8,400	未払費用	68,761
前払費用	20,570	未払法人税等	982
繰延税金資産	9,494	未払消費税等	2,354
その他	5,258	前受金	19,688
貸倒引当金	△524	預り金	16,198
固定資産	**431,325**	賞与引当金	26,063
有形固定資産	**189,012**	**固定負債**	**19,694**
建物	71,262	繰延税金負債	5,387
構築物	23	退職給付引当金	14,307
車両運搬具	5,709	**負債合計**	**220,411**
工具、器具及び備品	41,174	**純資産の部**	
土地	70,844	**株主資本**	**787,805**
無形固定資産	**140,031**	**資本金**	**456,600**
ソフトウエア	133,801	**資本剰余金**	**159,317**
ソフトウエア仮勘定	5,826	資本準備金	156,600
その他	404	その他資本剰余金	2,717
投資その他の資産	**102,282**	**利益剰余金**	**214,747**
投資有価証券	30,517	その他利益剰余金	214,747
関係会社株式	0	繰越利益剰余金	214,747
出資金	48,426	**自己株式**	**△42,859**
長期前払費用	1,726	**評価・換算差額等**	**12,235**
長期預け金	100	その他有価証券評価差額金	12,235
差入保証金	21,513	**新株予約権**	**11,072**
資産合計	**1,031,524**	**純資産合計**	**811,113**
		負債・純資産合計	**1,031,524**

（注）　記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**241,969**
売上原価		140,623
売上総利益		**101,346**
販売費及び一般管理費		222,141
営業損失		**120,795**
営業外収益		
受取配当金	244	
受取家賃	135	
貸倒引当金戻入額	4,229	
雑収入	248	4,857
営業外費用		
支払利息	238	238
経常損失		**116,176**
特別損失		
固定資産除却損	6	6
税引前当期純損失		**116,182**
法人税、住民税及び事業税	317	
法人税等調整額	19,726	20,042
当期純損失		**136,225**

（注）　記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	454,800	154,800	133	154,933	350,972	△51,850	908,855
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	1,800	1,800		1,800			3,600
自己株式の処分			2,584	2,584		8,991	11,575
当期純損失（△）					△136,225		△136,225
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,800	1,800	2,584	4,384	△136,225	8,991	△121,049
当期末残高	456,600	156,600	2,717	159,317	214,747	△42,859	787,805

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	12,756	12,756	14,647	936,258
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				3,600
自己株式の処分				11,575
当期純損失（△）				△136,225
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△521	△521	△3,575	△4,095
当期変動額合計	△521	△521	△3,575	△125,145
当期末残高	12,235	12,235	11,072	811,113

（注）　記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

ａ．子会社株式および関連会社株式　移動平均法による原価法

ｂ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産

ａ．仕　掛　品　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ｂ．貯　蔵　品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　７～46年

工具、器具及び備品　４～15年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

当社で制作した、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更が、計算書類に与える影響は軽微であります。

3．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「前受金」は49千円であります。

4．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度より適用しております。

5．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	28,063千円
計	28,063千円

② 担保に係る債務

上記資産には根抵当権が設定されておりますが、担保に係る債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

247,595千円

(3) 関係会社に対する金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債務 3,033千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

業務委託費 2,373千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,559千株	6千株	－千株	3,565千株

(注) 発行済株式数の総数の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	78千株	－千株	14千株	64千株

(注) 自己株式の株式数の減少はストック・オプションの行使によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）	当事業年度末残高（千円）
提出会社	平成25年６月26日取締役会決議 ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	33,000	7,772
提出会社	平成26年７月14日取締役会決議 ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	12,000	3,301
合計		―	45,000	11,072

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に医療関連情報サービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。

一時的な余剰は定期預金等の極めて安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、すべて４カ月以内の回収期日であります。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金およびその他の金銭債務である未払金、未払費用、未払法人税等ならびに未払消費税等はおおむね２カ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で１年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ.市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年６月30日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
①現金及び預金	425,146	425,146	－
②売掛金	87,366	87,366	－
③投資有価証券	29,517	29,517	－
資産計	542,029	542,029	－
①買掛金	3,706	3,706	－
②未払金	60,203	60,203	－
③未払費用	68,761	68,761	－
④リース債務	2,763	2,767	4
⑤未払法人税等	982	982	－
⑥未払消費税等	2,354	2,354	－
負債計	138,767	138,772	4

(注１)金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

時価について取引所の価格によっております。

負債

①買掛金、②未払金、③未払費用、⑤未払法人税等、⑥未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注２)時価を把握することが極めて困難であると認められる金融資産

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	1,000

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産③投資有価証券」には含めておりません。

９．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産

流動資産

未払事業税	310千円
賞与引当金	7,999千円
繰越欠損金	58,995千円
その他	3,002千円
繰延税金資産（流動）小計	70,306千円
評価性引当額	△60,812千円
繰延税金資産（流動）合計	9,494千円
繰延税金負債（流動）との相殺	－千円
繰延税金資産（流動）の純額	9,494千円

固定資産

ソフトウエア	49,794千円
子会社株式評価損	10,089千円
退職給付引当金	4,358千円
減価償却費償却限度超過額	5,547千円
その他	1,199千円
繰延税金資産（固定）小計	70,987千円
評価性引当額	△70,987千円
繰延税金資産（固定）合計	－千円
繰延税金負債（固定）との相殺	－千円
繰延税金資産（固定）の純額	－千円

繰延税金負債

固定負債

その他有価証券評価差額金	△5,387千円
繰延税金負債（固定）合計	△5,387千円
繰延税金資産（固定）との相殺	－千円
繰延税金負債（固定）の純額	△5,387千円

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	228円54銭
(2) １株当たり当期純損失	39円02銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年８月12日

株式会社データホライゾン
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　﨑　更　三　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　谷　　宏　子　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社データホライゾンの平成28年４月１日から平成28年６月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成28年6月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年８月22日

株式会社データホライゾン　監査役会

常勤監査役(社外)野　間　　寛

監　査　役(社外)神　出　二　允

監　査　役(社外)竹　島　哲　郎

以　上

株主総会参考書類

議　案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役６名全員は任期が満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	うつみ　よしお 内海　良夫 （昭和22年７月29日生）	昭和57年３月　当社設立、代表取締役社長（現任） 平成13年３月　DATA HORIZON PHILS, INC. CEO（現任） 平成22年12月　㈱DPPヘルスパートナーズ取締役 平成24年６月　コスモシステムズ㈱取締役会長 平成28年４月　当社西日本営業部担当（現任）	962,000株
2	はやし　かずあき 林　和昭 （昭和36年11月26日生）	昭和57年４月　㈱広島コンピュータサービス入社 昭和61年10月　当社入社 平成14年10月　当社開発部長 平成18年11月　当社取締役、医療情報サービス部担当（現任） 平成26年４月　当社開発部担当（現任）	6,400株
3	ないとう　しんいちろう 内藤　慎一郎 （昭和35年６月26日生）	昭和61年４月　新ダイワ工業㈱（現:㈱やまびこ）入社 平成18年５月　当社入社 平成19年12月　当社経理部長 平成22年６月　当社取締役（現任） 平成24年６月　㈱DPPヘルスパートナーズ取締役（現任） 平成24年10月　当社経営管理部担当（現任） 平成26年10月　当社営業管理部担当（現任）	－株
4	にしだ　よういち 西田　洋一 （昭和35年１月５日生）	平成17年９月　㈱エム・アイ・ファシリティズ入社 平成18年５月　当社入社 平成19年12月　当社総務部長 平成24年10月　当社東京支店支店長 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成28年４月　当社北日本営業部担当（現任） 平成28年７月　当社東日本営業部担当（現任）	5,600株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	なかもとかつくに 中本克州 （昭和24年５月14日生）	昭和50年４月　呉市役所入所 平成15年４月　呉市教育総務部長 平成17年４月　呉市福祉保健部長 平成20年４月　呉市副市長 平成27年２月　当社顧問 平成27年６月　当社取締役（現任）	－株
6	とみたしげる 富田茂 （昭和39年７月24日生）	平成元年４月　㈱エヌ・ティ・ティ・データ入社 平成15年４月　同社公共地域ビジネス事業本部部長 平成17年６月　当社取締役 平成18年６月　当社取締役退任 平成19年７月　㈱エヌ・ティ・ティ・データ医療福祉事業部事業部長 平成22年７月　同社保険・医療ビジネス事業本部戦略企画室室長 平成23年６月　当社取締役(現任) 平成23年７月　㈱エヌ・ティ・ティ・データライフサポート事業本部戦略企画室室長 平成28年４月　同社第二公共事業本部 ビジネス企画推進部部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈳保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会部会長 ㈱クリニカルサポート取締役	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．富田茂氏は、社外取締役候補者であります。

（１）富田茂氏を社外取締役候補者とした理由は、長年医療情報システムの業務に従事してきた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。

（２）富田茂氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年３ヶ月になります。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：広島市西区草津新町一丁目21番35号
広島ミクシス・ビル１階　広島市産業振興センター研修室
TEL 082－279－5550

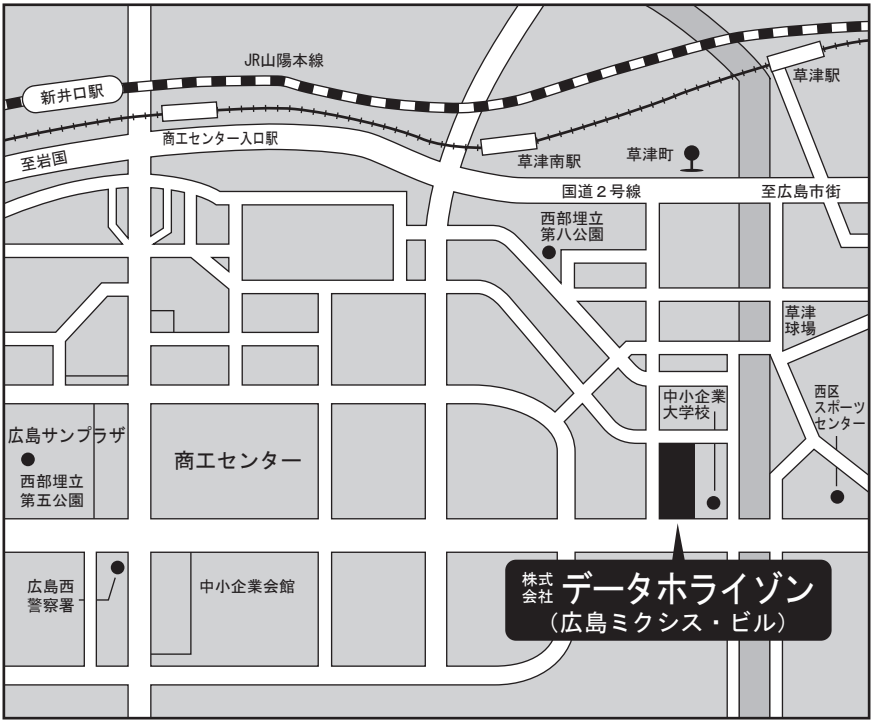

交通：ＪＲ山陽本線　新井口駅下車　タクシー５分（徒歩20分）
広島電鉄宮島線　草津駅もしくは草津南駅下車　各徒歩10分
ＪＲ山陽本線　広島駅下車　タクシー30分